

○福岡県田川地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則

〔昭和 56 年 4 月 13 日〕
規 則 第 7 号

改正 昭和 59 年 5 月 4 日 日本部規則第 8 号	昭和 61 年 12 月 23 日 組合規則第 6 号
平成 2 年 12 月 22 日 組合規則第 5 号	平成 3 年 12 月 21 日 組合規則第 6 号
平成 4 年 3 月 26 日 組合規則第 1 号	平成 5 年 5 月 6 日 組合規則第 5 号
平成 9 年 3 月 13 日 組合規則第 3 号	平成 9 年 5 月 1 日 組合規則第 4 号
平成 12 年 1 月 25 日 組合規則第 1 号	平成 15 年 4 月 1 日 組合規則第 8 号
平成 15 年 11 月 26 日 組合規則第 12 号	平成 18 年 3 月 20 日 組合規則第 3 号
平成 23 年 12 月 28 日 組合規則第 10 号	平成 28 年 11 月 11 日 組合規則第 3 号

(期末手当の支給を受ける職員)

第 1 条 福岡県田川地区消防組合職員の給与に関する条例(昭和 56 年条例第 1 号。以下「条例」という。)第 24 条第 1 項前段の規定により、期末手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員をいう。

- (1) 無給休職者(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。)第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- (2) 刑事休職者(法第 28 条第 2 項第 2 号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- (3) 停職者(法第 29 条第 1 項の規定により停職されている職員をいう。)
- (4) 育児休業職員(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定により育児休業している職員をいう。)

第 2 条 次の各号に掲げる職員には、期末手当を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条各号の一に該当する職員であつた者
- (2) その退職の後、基準日までの間において次に掲げる者(非常勤である者を除く。)となつたもの
 - ア 条例の適用を受ける職員
 - イ 特別職に属する地方公務員
- (3) その退職に引き続き次に掲げる者(非常勤である者を除く。)となつたもの
 - ア 国家公務員
 - イ 他の地方公共団体の地方公務員

(期末手当に係る在職期間)

第 3 条 条例第 24 条第 2 項に規定する在職期間は、同条例の適用を受ける職員として在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第 1 条第 3 号に掲げる職員として在職した期間についてはその全期間
- (2) 第 1 条第 4 号に掲げる職員(当該育児休業の承認に係る期間(当該期間が二以上あ

るときは、それぞれの期間を合算した期間)が一箇月以下である職員を除く。)として
在職した期間については、その2分の1の期間

(3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間

3 公務傷病等による休職者(条例第23条第1項の規定の適用を受ける職員)であつた期間については、前項の規定にかかわらず除算を行なわない。

第4条 基準日以前6ヶ月以内の期間において、次の各号に掲げる者が条例の適用を受ける職員となつた場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間は前条第1項の在職期間に算入する。

- (1) 国家公務員
- (2) 他の地方公共団体の地方公務員
- (3) 特別職に属する地方公務員
(勤勉手当の支給を受ける職員)

第5条 条例第25条第1項前段の規定により、勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員のうち、次の各号に掲げる職員以外の職員とする。

- (1) 休職者(公務傷病等による休職者を除く。)
- (2) 第1条第3号及び第4号に掲げる者

第6条 条例第25条第1項後段の規則で定める職員は次の各号に掲げる職員とし、これらの職員には勤勉手当を支給しない。

- (1) その退職し、又は死亡した日において前条各号の一に該当する職員であつた者
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる者
(勤勉手当の支給割合)

第7条 勤勉手当の支給割合は、次条に規定する職員の勤勉期間による割合(以下次条において「期間率」という。)に第11条に規定する職員の勤勉成績による割合(以下第11条において「成績率」という。)を乗じて得た割合とする。

(勤勉手当の期間率)

第8条 期間率は、基準日以前6ヵ月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、次表に定める割合とする。

勤 務 期 間	割 合
6ヵ月	100分の100
5ヵ月15日以上 6ヵ月未満	100分の95
5ヵ月以上 5ヵ月15日未満	100分の90
4ヵ月15日以上 5ヵ月未満	100分の80
4ヵ月以上 4ヵ月15日未満	100分の70
3ヵ月15日以上 4ヵ月未満	100分の60
3ヵ月以上 3ヵ月15日未満	100分の50
2ヵ月15日以上 3ヵ月未満	100分の40
2ヵ月以上 2ヵ月15日未満	100分の30

1 ヶ月 15 日以上 2 ヶ月未満	100 分の 20
1 ヶ月以上 1 ヶ月 15 日未満	100 分の 15
15 日以上 1 ヶ月未満	100 分の 10
15 日未満	100 分の 5
零	零

(勤勉手当に係る勤務期間)

第 9 条 前条に規定する勤務期間は、条例の適用を受ける職員として、在職した期間とする。

2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。

- (1) 第 1 条第 3 号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 第 1 条第 4 号に掲げる職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であつた期間を除く。）
- (4) 条例第 8 条の規定により給与減額された期間
- (5) 法第 38 条の規定による許可を得て勤務しなかつたことにより給与を減額された期間
- (6) 負傷又は疾病（その負傷又は疾病が公務若しくは、通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。）に起因する場合を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務を要しない日及び休日を除いた日が 30 日を超える場合には、その勤務しなかつた全期間
- (7) 育児休業法第 9 条第 1 項の規定による部分休業の承認を受けて 1 日の勤務時間の一部について勤務しなかつた日が 90 日を超える場合には、その勤務しなかつた期間

第 10 条 第 4 条第 1 項の規定は、前条に規定する条例の適用を受ける職員として在職した期間の算定について準用する。

2 前項の期間の算定については、前条第 2 項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

(勤勉手当の成績率)

第 11 条 成績率は、次の各号に掲げる基準日の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で任命権者が定めるものとする。

- (1) 6 月 1 日 100 分の 40 以上 100 分の 90 以下
- (2) 12 月 1 日 100 分の 40 以上 100 分の 90 以下

(支給割合)

第 11 条の 2 条例第 24 条第 5 項の規則で定める割合は、行政職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が 7 級の職員については 100 分の 15、6 級及び 5 級の職員については 100 分の 13、4 級の職員については 100 分の 10、3 級の職員については 100 分の 5 とする。

(端数計算)

第 1 1 条の 3 条例第 24 条第 2 項の期末手当の基礎額又は、第 25 条第 2 項の勤勉手当基礎額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該期末手当基礎額又は勤勉手当基礎額とする。

(支給日)

第 1 2 条 条例第 24 条第 1 項及び第 25 条第 1 項に規定する期末手当及び勤勉手当の支給日は、次表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に掲げる日（これらの日が土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日）とする。

基 準 日	支 給 日
6 月 1 日	6 月 30 日
12 月 1 日	12 月 10 日

(補則)

第 1 3 条 この規則の実施に関し必要な事項は、任命権者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 59 年本部規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 61 年組合規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年組合規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則は、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 9 条第 2 項第 4 号の改正規定は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年組合規則第 6 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 4 年組合規則第 1 号）

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年組合規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 9 年組合規則第 3 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年組合規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年組合規則第 8 号）

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年組合規則第 12 号）

この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年組合規則第 3 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年組合規則第 10 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。